

## 平成25年度「車積載車による事故車等の排除業務に係る 有償運送許可」の研修会の開催について

ロードサービスに使用する車積載車による道路上の事故車の排除業務に係る有償運送許可のための研修会を下記により開催します。

昨年度に受講され許可を受けている方も、有効期間の更新（1年毎）には受講しなければなりません。また、有償運送許可を新たに希望される方も、ぜひ、この機会に受講されますようご案内いたします。

### 記

1. 日時 平成25年 8月 3日（土） 10:00～16:00

2. 場所 高知県自動車整備振興会2F 第2研修室

3. 研修費 会員 5,000円（研修費、資料代）  
会員外 8,000円（ 〃 ）

4. 研修対象者

- ・ロードサービスを行う車積載車を保有する事業場の管理者等

※但し、複数の事業場、車積載車を有する事業者の場合は、事業者（本社）の管理者等

- ・研修受講は事業場（事業者）1名で結構です。

\* 社内教育として昨年度受講されていない方の受講をお勧めします。

## 5. 研修内容

- ①「許可条件」等排除業務の主旨
- ②排除業務作業中及び車積載車運転中の安全対策
- ③ハイブリッド車等特別な注意が必要な車両の取扱い
- ④関連法規について
- ⑤その他

## 6. 受講時に持参、または事前に FAX して頂きたい書類等

### 会員の方

#### ① 任意保険等の証書（写）（許可を受ける車両ごとに）

（申込書と一緒に FAX して下さい。）

許可を受ける車積載車の運行により生命、身体の損害を受けた者  
1人につき5000万円以上を限度額とした内容

#### ② 自動車検査証（写）（許可を受ける車両ごとに）

（申込書と一緒に FAX して下さい。）

許可を受ける車積載車の車検証コピー

#### ③ 印鑑

許可を受ける車積載車の車検証の「使用者」名が法人の場合は「社印」、個人の場合は「認印」

#### ④ 使用承諾書

申請者（有償運送許可を受ける方）と車積載車の車検証の使用者名が異なる場合（家族名義、申請者が法人で使用者名義が代表者名等）に必要です。その場合は、車検証の使用者の印鑑をご用意下さい。

#### ⑤ 委任状（登録する車両ごとに1枚ずつ、排除事業者名の住所、氏名又は名称を記入し、押印した書類）

- \* 尚、会員の方は当会で「一括申請」しますので、許可申請をお急ぎの方は受講当日に上記の3点③、⑤、④（該当する方）の書類を必ずお持ち下さい。なお④、⑤、FAX表はコラム下のリンクよりご利用下さい。

## 会員外の方

特別必要ありません。当日「研修及び指導の受講状況（受講証明書）」をお渡ししますので、後日、運輸支局に申請してください。

- ※ 今回の研修は車積載車を有償で使用する場合に限り、無償で使用する場合、又、レッカー車などを使用する場合は従来通り許可の必要はありません。